

「役員校活動費」運用内規

2008年度第1回常任幹事会 2008年4月11日承認
2014年度第2回東西合同役員会 2015年3月6日承認
2016年度第2回常任幹事会 2016年12月2日承認
2016年度第2回東西合同役員会 2017年3月3日承認
2025年度第2回常任幹事会 2025年12月5日承認
2025年度第2回東西合同役員会 2026年3月6日承認

1. 目的

役員校活動にかかわる経費（会長校事務局員、交通費・宿泊費等）の補助を目的とし、「役員校活動費」を設ける。

2. 財源

本協会一般会計の財源の一部を「役員校活動費」に配分する。予算額は、会長校事務局員補助で1,000千円、交通費・宿泊費等補助で2,000千円とする。

3. 交付について

(a) 会長校事務局員補助

会長校 1,000千円

(b) 交通費・宿泊費等補助

会長校 600千円

東西部会長校 各400千円

東西監事校 各300千円

4. 執行

「役員校活動費」の交付をうけた役員校は、その収支を金銭出納帳に記載し、領収書または銀行振込依頼書等根拠証憑となるものを必ず添付し、適切な執行・管理を行うこととする。期末には、未執行額の精算を行い、金銭出納帳ならびに関係証憑を会長校に提出する。提出書類は、会長校の確認後、東西監事校の監査を受けるものとする。

5. 使用用途

(1) 使用については、3の(a)は、会長校事務局員をおく場合の補助とする。3の(b)は、役員校（会長校、部会長、監事校）として出席した会議、行事等の出張経費用とし、派遣している委員会委員の出張費等は対象外とする。

(2) 3の(a)は、会長校の学校法人が協会会務処理のため事務局員を新たに直接

雇用または業務委託した場合を対象とする。学校法人等の支払証憑に基づき、予算額を限度として実支出額とする。

(3) 3の(b)は、交通費・宿泊費のみを対象とする。

(4) 3の(b)における役員校として出席する会議、行事等は、以下のものを主とする。また次期役員校への業務引継の際も対象とし、次期役員校も対象に含める。

1) 総会

2) 東西合同役員会

3) 各地区部会総会

4) 各地区部会役員会

5) 常任幹事会

6) 各委員会

7) 国公立大学図書館協力委員会及び関連委員会

8) 日本図書館協会関連会議

(5) 業者への支払い、精算時の未執行金戻入に伴う振込手数料については、「役員校活動費」から執行できるものとする。

附則

本改正内規は、2017年4月1日から適用する。

附則

本改正内規は、2026年4月1日から適用する。

以 上